



あじさい

ハンズ通信

編集発行

TOUGH SHOP 広島
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051
広島市中区大手町3丁目7-2
TEL. 082(544)6311
FAX. 082(544)6312

6月

(水無月) JUNE

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	・
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

6月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| <p>国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月10日</p> <p>国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日</p> <p>国 税 / 4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)6月30日</p> <p>国 税 / 10月決算法人の中間申告
6月30日</p> <p>国 税 / 7月、10月、1月決算法人の
消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月30日</p> | <p>地方税 / 個人の道府県民税及び市町
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日</p> <p>労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> <p>労 務 / 児童手当現況届
(市町村役場に提出) 6月30日</p> |
|---|--|

ワンポイント 確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げ

企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするなどの観点から、令和4年5月より加入可能年齢が変わりました。企業型DC(企業型確定拠出年金)は70歳未満であれば加入者となることができ、またiDeCo(個人型確定拠出年金)は65歳未満にそれぞれ引き上げられています。

景気指標としての 月例経済報告



「政府月例報告」は、別名「月例経済報告」と呼ばれます。

端的に言いますと、景気に関する政府の公式見解資料です。様々な経済指標を基に毎月、内閣府が取りまとめ、経済財政担当大臣が関係閣僚会議に提出し、了承を得て対外公表をするという流れになっています。

内容は、景気の現状、先行きに関する基調判断、それから消費、設備投資などの個別分野の判断、さらに海外の景気に対する判断を行っています。

ということからです。

例えば、基調判断が「厳しい」ということになっていけば、政府が何らかの対策をとってけると判断し、それを先取りし株価が上がっていく、ということになります。

なお、月例報告は通常の人には内容のボリュームからみて、つぶさに見るには難しいと思います。先程、触れましたが、当報告は「関係閣僚会議を経て」の資料です。

したがって、内閣府は関係閣僚に分かり易くするため「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」（以下、閣僚会議資料）を作成しています。忙しい皆様には、この閣僚会議資料を読むことをお勧めします。

一 景気の基調判断………

月次の基調判断は「景気の基調判断」で示されます。

具体的には、前月からの変化を「上方修正」「据え置き」「下方修正」の三方向で提示します。

しかし、この表現は、単純に三方向の一つを判断するとは言えない。次に紹介します令和3年12月の閣僚会議資料を見ても、なかなか一読しただけで分かるというものではありません。

（11月の表記）

景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。

（12月の表記）

景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。

11月の判断では、持ち直しの動きに弱さがみられるとありますが、12月では、このところ持ち直しの動きがみられるとしています。弱さを削除し、持

ち直しと言い切っています。従って、12月の現状では「上方修正」ということです。

では、令和3年12月の景気の基調判断で方向を見ると、表1に同年11月と12月の景気判断が並記されています。文章の横線の引いてある部分が判断の根拠になります。

景気は、ガラッと変わるわけではなく、微妙な動きを表現するためにどうしても分り難い文章になっています。

二 景気判断の各論………

景気とは、そもそも経済状態の良し悪しを言うのですが、一般的に短期的な変動（2〜3年、長くても5年）をとらえることになります。

そして、10年、20年の景気の変動は「成長」と呼び経済の枠組みが変わってきます。

さて、短期的な景気の見方になると、需要と供給では、需要が主導的な役割をします。つまり、景気を把握するにはGDP（国内総生産）における個人

消費、設備投資、公共投資、輸出等の需要要因を注目して見ることとなります。

次に、各論(表2を参照)を見ることにします。

◎個人消費

(11月) 一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられる

(12月) このところ持ち直している

つまり、持ち直しの動きがみられるを、持ち直しているとして、明確に上向いていると捉えています。

◎設備投資

(11月) 持ち直している

(12月) 持ち直しに足踏みがみられる

設備投資は、足踏みと慎重な判断をしています。しかし、設備投資の場合、企業は年度において計画を立て、それに沿って実施していきます。

この点につき閣僚会議資料は景気判断の各論の項目(表2の個別項目である個人消費、設備投資、公共投資等々)についてグラフを交え解説しています。

各論の設備投資は「引き続き

前年より増加する見込みであるものの、7・9月期は、供給面での制約や緊急事態宣言等の影響もあり、前期比マイナス。つまり、感染拡大により足踏みが見られるとあり、設備投資の動きは11月と同様、持ち直しに向かっていると判断しています。

◎公共投資

11月及び12月ともに高水準にあるものの、このところ弱含んでいる。

◎輸出

11月及び12月の両月は、おおむね横ばいとなっている。

冒頭に述べましたが、月例報告は、景気に対する政府の判断ですから、当報告書は基調判断(総論)と政策態度(政策の基本的態度)及び個別の項目(各論)が述べられています。

なお、今回の説明では、政策態度につきましては割愛します。

表1 総論

	11月月例	12月月例
基調判断	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。</p> <p>先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>	<p>景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。</p> <p>先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、変異株をはじめ感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>

※ 下線部分は前月からの変更箇所

表2 各論(抜粋)

	11月月例	12月月例
個人消費	一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられる	このところ持ち直している
設備投資	持ち直している	持ち直しに足踏みがみられる
住宅建設	このところ持ち直しの動きがみられる	おおむね横ばいとなっている
公共投資	高水準にあるものの、このところ弱含んでいる	高水準にあるものの、このところ弱含んでいる
輸出	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
輸入	このところ弱含んでいる	このところ弱含んでいる
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	持ち直しに足踏みがみられる	持ち直しに足踏みがみられる
企業収益	感染症の影響が残るなかで、非製造業の一部に弱さがみられるものの、持ち直している	感染症の影響が残る中で、非製造業の一部に弱さがみられるものの、持ち直している

資産税関係に

まつわるQ&A

〔譲渡所得税・相続税〕



テレビや雑誌で高齢者関係の資産の話題が多いようですが、これまで以上に資産税関係（譲渡所得、相続・贈与税）の相談も増えているようです。

そこで、今回は身近な問題を取り上げ、ポイントを簡単に整理してみます。

一 譲渡所得税関係

1 譲渡所得の収入金額

Q 所有していた土地を5000万円で譲渡しました。

その際、未経過固定資産税等を8万5000円受け取り、租税公課のマイナスとして処理しています。何か、問題はありますか。

A 固定資産税等は、その年の1月1日現在の所有者が4月から翌年3月までの1年分を負担します。

そして、商慣習から期間按分して精算することが実務上よく行われていますが、この金額は譲渡対価としての収入金額に算入しなければなりません。

なお、補償金、取壊費用、造成負担金、測量による精算金などの名目で受け取った金額があれば、これらについても譲渡所得の収入金額とされます。

2 合計所得金額による判定

Q 令和3年中に自宅を譲渡しましたが、居住用財産を売却した場合の3000万円控除の特例を適用したところ課税譲渡所

得金額が0円（特別控除前の所得金額2800万円）であったため、基礎控除を適用しました。
この後、問題が生じることはありませんか。

A 合計所得金額は、分離課税の譲渡所得については特別控除前の金額により判定します。したがって、合計所得金額2800万円となり、基礎控除の適用はありません。

なお、次の諸控除については、合計所得金額に制限があるため適用に注意が必要です。

① 寡婦・ひとり親控除：50万円以下

② 配偶者控除及び配偶者特別控除：1000万円以下

③ 基礎控除：2500万円以下

④ 住宅借入金等特別控除：3000万円（令和4年1月1日以後居住は2000万円）以下である年のみ適用

③ 重複適用できない特例

Q 令和2年に自宅を譲渡し、居住用財産を譲

渡した場合の3000万円の特別控除を適用して申告をしました。

その後、令和3年に新たに自宅を取得して居住を開始し、令和3年分の確定申告で住宅借入金等特別控除を適用して申告しましたが、問題はないでしょうか。

A 租税特別措置法は、重複して適用できないことがありますので、適用を受けるには注意が必要です。

特に譲渡所得の特別控除と住宅借入金等特別控除は、資金の流れから関係性が深く、誤まりやすいところなので十分な注意が必要です。

新築等をした家屋を居住の用に供した個人が、下記の期間において、その家屋以外の家屋（それまで居住していた家屋など）について、居住用財産の譲渡の特例の適用を受けている又は受ける場合は、その者の居住年以後の各年分について、住宅借入金等特別控除を適用できません。
※令和2年4月1日以後に譲渡した場合：その居住の用に供

した年とその前2年・後3年の計6年間

なお、ご質問のケースの場合、住宅借入金等特別控除の方が有利と後で気づいた場合でも特別控除を受けない修正申告はできず、住宅借入金等特別控除の適用を取り消す修正申告をすることになります。

二 相続税関係

1 遺産分割のやり直しと課税関係

Q 昨年父が亡くなり、相続人は母と子供が3人です。当初法定申告期限までに遺産分割協議を済ませて申告してあります。

しかし、最近になって長男が母の面倒を見ないと言いつつ出たため、相続人間で話し合った遺産分割協議をやり直し、再配分することになりました。このような遺産分割のやり直しは課税上問題ありませんか。

A 当初の遺産分割が法的に無効となる場合を除き、

遺産分割のやり直しが行われた場合、税法では最初に取得した者に所有権がありますので、無償で移転した財産については、贈与税の課税対象となります。

2 未支給年金

Q 先日母が亡くなり遺産等を整理すると、生存中の期間に係る国民年金で、母の死亡日現在未支給のものがありませんでしたので年金事務所へ請求して、未支給分を一時金として受け取りました。この未支給分は、相続財産として相続税の課税財産になりますか。

A 年金の受給者が死亡した場合には、未支給であった年金の支払いを遺族が受けた場合には、その年金は相続税の課税財産ではなく、その遺族の一時所得に該当するとされています。

3 名義預金

Q 本年3月に亡くなった父が、私の名義で預金をしていました。

父が管理していた預金ですが、このような預金は相続財産の算定上どのようなように考えた方が良いのでしょうか。

A 相続人名義の預金であったこと、その原資となった金員の出捐者、その管理・運用の状況、贈与の事実の有無を総合的に勘案して預貯金の帰属を判断します。

そして、名義を借りているだけで被相続人のものと判断されると「名義預金」として相続財産に計上する必要があります。
4 特別縁故者の取扱い

Q ボランティアのCさんは身寄りのない老人のお世話をしていました。老人には、相続人等がいなかったため、自分が亡くなったら財産をCさんにあげると言っていました。遺言ではなく昨年亡くなりました。

Cさんは、周囲の勧めもあって家庭裁判所に特別縁故者への相続財産の分与請求の申立てを行っていたところ、本年4月にその請求

が認められ、相続財産の分与を受けられました。この場合、課税関係はどうなりますか。

A 民法の特別縁故者に対する相続財産の分与の規定により相続財産の分与を受けた場合には、その分与を受けた者は、その分与を受けた財産を被相続人から遺贈により取得したものとみなされ、相続税の納税義務者となります。

この場合、相続税は被相続人の相続開始時の法令に基づき計算され、課税される財産の価額は、その財産分与を受けた時の価額となります。



令和4年4月から 成年年齢18歳に 未成年者雇用時の 留意点

令和4年4月1日から、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられました。
今回は、成年年齢の引き下げと関連する労働基準法等の規定及び未成年者の雇用ルールを見てください。

一 成年年齢引き下げに伴う 労働契約の留意点

(一) 労働基準法
労働基準法における「未成年者」の規定には次のようなもの

があります。従来、未成年者とは「20歳」未満の者を指していましたが、令和4年4月1日以降は「18歳」未満の者となりました。

① 親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはなりません（労働基準法58条1項）。

この規定に違反したときは、30万円以下の罰金に処せられます（同法120条）。

従来は、18歳・19歳の労働者と契約を結ぶときは、法定代理人の同意（後述(二)）を得て、使用者と当該労働者が労働契約を結びましたが、成年年齢引き下げ後は18歳・19歳の者との労働契約は、従来必要とされていた同意を得ずに締結したものが有効とされません。

② 親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向けてこれを解除することができず（同法58条2項）。

従来は、18歳・19歳の労働者と締結した労働契約が、未

成年者に不利であると認めるときは、親権者等により解除をすることができましたが、成年年齢引き下げ後、18歳・19歳の労働者はこの規定による保護が行われなくなりました。

③ 未成年者は、独立して賃金を請求することができません。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代って受け取ってはなりません（同法59条）。

この規定に違反した場合、30万円以下の罰金に処せられます（同法120条）。

④ 勤続6か月を経過したときに、所定労働日数が週5日以上労働者には年次有給休暇を「10日」付与、職業訓練を行う未成年者に対する年次有給休暇は「12日」付与します（同法72条）。

年次有給休暇に関する罰則は、未成年者以外の者に対する罰則と同様であり、年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合に30万円以下の罰金（同法120条）等があります。

(二) 民法

① 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければなりません。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りではありません（民法5条1項）。

なお、法定代理人は同意のみを行い、使用者と労働契約を結ぶのは未成年者である労働者本人です（①参照）。

② ①に反する法律行為は、取り消すことができます（同法5条2項）。

(三) 労働契約締結時の留意点
成年年齢の引き下げにより18歳・19歳の労働者との労働契約の際は、親権者等の同意は不要となり、また従来のような親権者等による契約解除などの保護も行われなくなりました。

労働条件の書面明示（労働基準法による明示事項）のほか、賃金の計算や支払い、働く時間や時間外労働のこと、退職の手続きなど重要な事項については、丁寧な説明も併せて行いながら、労働契約締結後のトラブル防止措置を講じていくとよいでしょう。

二 年少者の雇用ルール

成年年齢引き下げに伴う変更点はありませんが、改めて年少者（18歳未満の者）の雇用ルールについて確認していきます。

労働基準法では、年少者に対して成人している労働者より手厚く保護をする規定や各種禁止事項が設けられており、就学時間外や夏季・冬季などの長期休暇の際に高校生等をアルバイトとして雇入れるときには、注意を要する事項です。

（一）定義

① 年少者

労働基準法では、18歳に満たない者を「年少者」としています。成年年齢の引き下げにより、「年少者」と「未成年者」の範囲は同じものを指すこととなりました。

② 児童

満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまで（中学校を卒業する年度の年度末まで）の者を「児童」としています。

（二）年少者の雇用

① 年齢証明書等の備付け

事業場には、年少者の年齢を証明する書面を備え付けなければなりません（労働基準法57条）。

② 「年齢証明書」とは、氏名と生年月日を書面に記入したものを戸籍事務取扱者（地方自治体）に間違いないと証明してもらうことを言いますが、氏名と生年月日が記載された戸籍抄本や住民票記載事項証明書でも差し支えないとされています。

③ 労働時間・休日の制限
年少者には、時間外及び休日労働を行わせることはできません（同法60条）。

変形労働時間制の労働は、満15歳以上で満18歳に満たない者（児童を除く年少者）について、次のいずれかに該当するときは認められませんが、該当しない場合は行わせることはできません。

・ 1週40時間を超えない範囲で、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10時間まで延長する。

・ 1週48時間、1日8時間を超えない範囲内において、1か月または1年単位の変形労働時間制を適用する。

④ 深夜業の制限

原則として、午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯に使用することはできません。ただし、交替制によって使用する満16歳以上の男性はこの限りではないとされています（例外として深夜業を行わせることができる）（同法61条）。

⑤ 危険有害業務の制限・坑内労働の禁止

危険又は有害な業務については、就業を制限されています（同法62条、63条）。

対象業務の例を掲げます。

- ・ 重量物の取扱い
- ・ 高所や深い場所での業務
- ・ 高温、低温な場所での業務
- ・ 有害、危険物を扱う業務
- ・ 酒席に侍する業務
- ・ 坑内労働 など。
- ・ 帰郷旅費

18歳未満の者を解雇し、解雇の日から14日以内に帰郷する場合は、必要な旅費を負担

⑥ 使用禁止

原則として、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童（中学生以下）を使用することはできません（同法56条）。

例外として使用できるのは、次の場合です。

・ 満13歳以上の児童については、非工業的業種に限られ、使用する場合は次の条件を満たす必要があります。

- a 健康・福祉に有害でない
- b 労働が軽易である
- c 修学時間外に使用
- d 所轄労働基準監督署長の許可を得る

・ 満13歳未満の児童の労働は、映画の製作又は演劇の事業に限られ、前記aからdを満たした上で使用することができません。

分配の問題

現政権下では「分配、所得」という課題に焦点が当てられ意見が活発化しています。

こうした再分配の背景には「日本経済は若干ながら成長をしているけれども成長の果実は労働側に及んでいないのではないか」という認識があるようです。

経済学の原理では、一国の生活水準は、財・サービスの生産能力に依存する、といえます。つまり、まずは生産があり、その次に分配があるのです。

経済学の認識では、生産を強化しない限り国の生活水準は豊かにならないのですから、最近の政治、マスコミは間違った捉え方をしているのではないか、疑問視するところです。

労働分配率の問題

政治、マスコミ間では、分配の問題において、日本は格差が拡大しているのだから再分配をする必要がある。この課題につい

ては、中小企業にも担ってほしいと踏み込んでいるので、この誤認について検証したいと思います。

労働の所得は、企業の付加価値“儲け”によるものであり、所得の偏りは分配率が不公平であると捉えるならば経営者が儲けを独り占めしていると言えるのではないのでしょうか。

ここで、労働分配率を企業の規模別の費用構造で押さえてみましょう。

労働分配率は大企業（51.3%）、中小企業（76.3%）、小規模企業（78.5%）という結果が出ています（2020年中小企業白書）。中小企業は、8割くらいを人件費に回している。しかも、赤字になりかねないにも拘らず雇用を維持しているところも多いのが現状です。所得分布の問題は格差拡大の問題というより、皆がいつせいに貧しくなっているという事実です。

政府、マスコミ関係者は、もっと新規産業や企業の成長の環境等に目を向けてもらいたいものです。

口やかましい社長

黒字に対して執念を持っている社長は、口やかましい上に、細かいことを何度も注意する傾向があるようです。

プラスチック工業I社のN社長（社員27名）は、会社経営の知識と経験を積み重ねることで、勤と閃きを持っています。

ベテラン社員ですら工場内で社長の声がすると緊張すると言います。

某日、始業開始の10分後、2人の社員が話しをしているとN社長が「何を話している」の大声。「段取りの打ち合わせです」と答えると「就業時間は生産のための時間だ、打ち合わせは、時間前にやっておけ」と注意します。

一方で、N社長は社員の改善策の案などについては真剣に聞き、取り入れようとします。

この様なN社長ですが、I社を辞める社員はいません。全員がI社はどんな事があっても潰れない会社と思っているからです。

我慢強さ

段ボールメーカーA社のM社長（社員120名）は、先代の社長（Mさんの父親）の急死により、28歳で社長に就任しました。この様な承継のため先代から教えてもらった事は、「会議の時は、ピンチの時でも平然としている」だけです。会議の出席者は常にM社長の顔を伺います。困った顔をしていれば「うちは業績、相当

悪いのか」など、動揺します。また、M社長が会議で発言すると「社長のお考えどおりです」とばかりに決まってしまう。そこで、M社長は社員の意見を促す役に努めて、その後に経営の在り方を含めた発言をするそうです。後継者セミナーで教える経営者社長には我慢強さを身につけてもらうことが必要であると考